

○燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市活力の源泉となる子育て世代等の定住化を促進することにより、人口の増加及び地域経済の活性化を推進するため、燕市立地適正化計画で定める居住誘導区域等に住宅を新たに建築又は購入する定住者に対し、予算の範囲内で、燕市まちなか居住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 定住者 補助金の申請年度の4月1日より前に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市である者をいう。ただし、燕市移住家族支援事業補助金交付要綱(平成30年燕市告示第69号)第2条第1号に規定する者を除く。

(2) 補助対象住宅 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

ア その所在地が燕市立地適正化計画で定める居住誘導区域又は居住誘導区域に準ずるものとして市長が別に定める区域にあること。

イ 昭和56年6月1日以降に建築工事に着手したもの又は耐震診断及び耐震改修の結果、建築基準法と同等の耐震性能を満たすものであること。

ウ 自己の居住の用に供する部分の床面積が75平方メートル以上であること。

エ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び居室を備えていること。

オ 建築基準法、都市計画法その他の法令の規定に違反しないものであること。

カ 店舗を併設する住宅にあつては、当該店舗が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける営業を行うものその他市長がこの告示の目的に反すると認めるものでないこと。

キ 過去に燕市定住家族支援事業計画、燕市移住家族支援事業計画その他本市の住宅取得に関する事業計画の認定を受けたことがないこと。ただし、事業計画の認定後、補助金の交付を受ける前に中止となったものを除く。

(3) 金融機関等 住宅ローンを取り扱う事業所をいう。

(4) 借入金 住宅を建築又は購入することを目的とした金融機関等からの借入金をいう。

(5) 子育て世帯該当者 第5条第1項の規定による認定申請を行う者のうち、その申請時に18歳未満の子ども1人以上(以下「子育て世帯対象児童」という。)と同居し、かつ、当該者が補助対象住宅の建築又は購入後において子育て世帯対象児童と同居する者をいう。

(6) 多子世帯該当者 第5条第1項の規定による認定申請を行う者のうち、その申請時に18歳未満の子ども3人以上(以下「多子世帯対象児童」という。)と同居し、かつ、当該者が補助対象住宅の建築又は購入後において多子世帯対象児童と同居する者をいう。

(7) 新婚世帯該当者 自己の婚姻届を提出した日から3年以内に第9条第1項の規定による交付申請を行う者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、定住者であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 第5条第1項の規定による認定申請時に当該認定を受けようとする者の年齢が満50歳未満の者

(2) 補助対象住宅を建築又は購入するため、金融機関等との借入契約(償還

期間が10年以上であるものに限る。)を締結し、建築又は購入後の当該住宅に、2人以上で居住する者

(3) 過去に旧燕市定住促進・まちなか支援事業補助金交付要綱(平成24年燕市告示第46号)、旧燕市移住家族支援事業補助金交付要綱(平成27年燕市告示第60号)その他本市の住宅取得に関する補助金(燕市結婚新生活支援金交付要綱(令和5年燕市告示第289号)による支援金を除く。)の交付を受けたことがない者

(4) 補助対象住宅の建築又は購入が公共補償等によらない者

(5) 市税等を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象住宅の建築又は購入に係る金融機関等からの借入金の額に100分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を基本額とし、その限度額は10万円とする。

2 交付対象者が、次に掲げる条件を満たした場合は、当該各号に掲げる金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を前項の補助金の額に加算する。ただし、加算する額の上限は25万円とする。

(1) 土地を購入し建築する場合 金融機関等からの借入金の額に100分の0.5を乗じて得た額とし、その額は5万円を超えないものとする。

(2) 土地を含む中古物件を購入する場合 金融機関等からの借入金の額に100分の1を乗じて得た額とし、その額は10万円を超えないものとする。

(3) 子育て世帯該当者に該当する場合 金融機関等からの借入金の額に100分の1を乗じて得た額とし、その額は10万円を超えないものとする。

(4) 多子世帯該当者又は新婚世帯該当者に該当する場合 金融機関等からの借入金の額に100分の1.5を乗じて得た額とし、その額は15万円を超えないものとする。

(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業者で、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主を元請とした場合 金融機関等からの借入金の額に100分の0.5を乗じて得た額とし、その額は5万円を超えないものとする。

(6) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく宅地建物取引業者で、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主が取り扱う物件を購入する場合又は燕市空き家・空き地活用バンク設置要綱(平成24年燕市告示第21号)に基づき登録された物件を購入する場合 金融機関等からの借入金の額に100分の0.5を乗じて得た額とし、その額は5万円を超えないものとする。ただし、前号に該当する場合は、加算しない。

(事業計画の認定申請)

第5条 補助金の交付対象となる計画の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市まちなか居住支援事業計画認定申請書(様式第1号)に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金の交付対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、補助対象住宅を建築しようとする場合は原則として建築の着工前に、補助対象住宅を購入しようとする場合は原則として購入に係る契約の前に申請を行わなければならない。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条の事業計画の認定申請があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認定したときは、燕市まちなか居住支援事業計画認定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不適当と認定したときは、燕市まちなか居住支援事業計画不認定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(認定計画の変更)

第7条 前条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、当該認定に係る計画の変更をしようとするときは、燕市まちなか居住支援事業計画変更認定申請書(様式第4号)により市長に提出し、当該認定計画の変更の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の事業計画の変更認定申請があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の変更を認定したときは、

燕市まちなか居住支援事業計画変更認定通知書(様式第4号の2)により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、当該認定計画の変更内容が、認定事業者の住所変更等による軽微な場合は、燕市まちなか居住支援事業計画軽微変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(認定計画の中止)

第8条 認定事業者は、第6条の規定による認定の通知があった日以降において、認定計画を中止するときは、燕市まちなか居住支援事業中止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする認定事業者(以下「補助申請者」という。)は、燕市まちなか居住支援事業補助金交付申請書(様式第7号。以下「交付申請書」という。)に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書は、住宅の取得に伴う登記の日から2月以内に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 3 災害その他の不可抗力により、前項に定める期間外で、かつ、年度内に当該申請ができないときは、燕市まちなか居住支援事業期間外申請理由書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、燕市まちなか居住支援事業補助金交付決定通知書(様式第9号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定通知書を受けた補助申請者は、燕市まちなか居住支援事業補助金請求書(様式第10号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) 市税等を滞納したとき。
- (4) その他市長が特に適当でないと認めたとき。
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第94号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第117号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第155号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月29日告示第86号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月3日告示第289号)抄
(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和5年7月3日告示第309号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第74号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

事業計画の認定申請に必要な書類

提出書類	内容
------	----

提出書類一覧表(別紙)	申請者確認欄
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物等
配置図(外構図)	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地面積
各階平面図	建築面積、床面積、方位、縮尺、寸法、間取り
世帯全員の住民票	世帯主名、続柄
土地の売買契約書	契約者、金額

別表第2(第9条関係)

補助金の交付申請に必要なとなる書類

提出書類		内容
提出書類一覧表(別紙1)		申請者確認欄
燕市まちなか居住支援事業申請内訳書(別紙2)		当該住宅の建築又は購入に関する概要
世帯全員の住民票		世帯主名、続柄
全部事項証明書(戸籍謄本)		新婚世帯該当者のみ提出
金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し		債務者、金額の記載があるもの
市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意欄		転入の場合は不要
建物及び土地の登記事項証明書		全部事項証明書(抵当権設定後)
建築基準法に基づく検査済証の写し		中古住宅の場合は不要
建築工事又は購入に係る契約書の写し		契約者、金額の記載があるもの
完成写真		建物全体
工事施行者及び不動産業者関係(市内業者)	商業登記履歴事項全部証明書	法人のみ提出
	住民票	個人のみ提出
	建設業の許可について(通知)の写し【建築業者該当の場合】	法人・個人ともに提出
	宅地建物取引業者免許証の写	

のみ)	し【不動産業者該当の場合】	
	市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意欄	
その他市長が必要と認める書類	(1) 店舗を併設する住宅は、各階 平面図等で自己の居住の用に供 する部分分かるように表記 (2) その他	

様式第1号(第5条関係)

燕市まちなか居住支援事業計画認定申請書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 (※)

生年月日 (歳)

電 話

※署名の場合は、押印を省略することができます。

燕市まちなか居住支援事業補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

建 築 所	敷地の地名地番	燕市		
	敷地面積	㎡		
完成後の延べ床面積(予定)		自己の居住の用に供する部分		㎡
		自己の居住の用に供する以外の部分		㎡
		計		㎡
建 築	契約年月日(予定)	年 月 日		
	工事予定日	着手	年 月 日	
		完成	年 月 日	
	工事請負額(予定)	円		
購 入	契約年月日(予定)	年 月 日		
	購入額(予定)	円		
	建築年月日(※中古住宅の場合のみ記入)		年 月 日	

住宅取得に係る 金融機関等から の借入金額等 (予定)	借入先	債務者	借入金額(円)	償還期間
	合 計			
入居予定日		年 月 日		
入居予定者数		人		
まちなか居住支援事業補助金加算に関する判定事項				※審査欄
建築に伴う土地購入 の有無と購入額(予定)	有 ・ 無	円		
中古住宅購入	購入欄確認			
子育て世帯該当者・多 子世帯該当者(同居し ている18歳未満の子 どもの人数)	人			
新婚世帯該当者 【婚姻(予定)年月日】	年 月 日			
住宅の取得に係る市内 建築業者又は市内不動 産業者の活用 【業者名(予定)を記入 願います】	氏 名			
	営業所名	建設業許可番号・免許番号 () 第 号		
	所在地	燕市		
	電話番号			
燕市空き家・空き地 活用バンク登録物件	登録番号 第 号			

(別紙)

提出書類一覧表(事業計画の認定申請に必要な書類)

提出書類	内 容	確認欄
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物等	
配置図(外構図)	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 敷地面積	
各階平面図	建築面積、床面積、方位、縮尺 寸法、間取り	
世帯全員の住民票	世帯主名、続柄	
土地売買契約書の写し	契約者、金額	

※店舗を併設する住宅にあっては、各階平面図に自己の居住の用に供する部分が分かるように表記願います。

様式第2号(第6条関係)

燕市まちなか居住支援事業計画認定通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付で申請のありました燕市まちなか居住支援事業計画認定申請書
について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、認定しましたの
で通知します。

様式第3号(第6条関係)

燕市まちなか居住支援事業計画不認定通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付で申請のありました燕市まちなか居住支援事業計画
認定申請書について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定
により、次の理由のとおり不認定としましたので通知します。

不認定の理由	
--------	--

様式第4号(第7条関係)

燕市まちなか居住支援事業計画変更認定申請書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所 〒

燕市

氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更の認定を申請します。

変更内容及び変更理由

	変更項目	変更前の内容	変更後の内容	変更理由
1	建築場所			
2	工事完成日			
3	その他 ()			

様式第4号の2(第7条関係)

燕市まちなか居住支援事業計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

燕 市 長

年 月 日付けで申請のありました燕市まちなか居住支援事業計画変更認定申請書について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、認定しましたので通知します。

様式第5号(第7条関係)

燕市まちなか居住支援事業計画軽微変更届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所 〒

燕市

氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり軽微な変更がありましたので届け出ます。

変更内容及び変更理由

	変更項目	変更前の内容	変更後の内容	変更理由
1	申請者の住所			
2	金融機関等からの借入金額			
3	工事請負額又は購入額			
4	工事施工業者			
5	その他 ()			

様式第6号(第8条関係)

燕市まちなか居住支援事業中止届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所 〒 ー
燕市
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり中止したいので届け出ます。

記

中止の理由	
-------	--

様式第7号(第9条関係)

燕市まちなか居住支援事業補助金交付申請書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所 〒 —

燕市

氏 名 (※)

電 話

※署名の場合は、押印を省略することができます。

年 月 日付け 第 号で(変更)認定通知のありました燕市まちなか居住支援事業補助金について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

2. 添付書類 別紙のとおり

(別紙1)

提出書類一覧表(補助金交付申請に必要なとなる書類)

[illegible]

同意欄 (申請者)

・当補助事業における交付決定に必要な納税状況について、燕市が公簿等で確認することに同意します。

署 名

同意欄（市内業者）

・当補助事業における交付決定に必要な納税状況について、燕市が公簿等で確認することに同意します。

【法人の場合】：事業者名

代表者名 _____

【個人の場合】：住 所

氏 名

生年月日

(別紙2)

燕市まちなか居住支援事業申請内訳書

申請者	フリガナ		生年 月日		
	氏名				
住宅取得に係る金融機関等からの借入金額等					
借入先		債務者	借入金額(円)	償還期間	
合 計					
(a)借入金額のうち住宅取得費用 ※新築の場合、土地等の取得費用は除く			円		
補助金 交付申 請額	基本額	(a)×1% (1,000円単位未満切捨て) ※ただし、限度額10万円		円	
	加算額	加算の限度額 25 万円 ④と⑤、⑥と⑦はどちらか加算 (1,000 円単位未満切捨て)			
		①土地購入	(a)×0.5% ※ただし、限度額 5 万円		円
		②中古物件購入	(a)×1% ※ただし、限度額10万円		円
		③子育て世帯該当者	(a)×1% ※ただし、限度額10万円		円
		④多子世帯該当者 ⑤新婚世帯該当者	(a)×1.5% ※ただし、限度額15万円		円
		⑥市内建築業者元請 ⑦市内不動産業者取 扱物件又は燕市空き 家・空き地活用バン ク登録物件	(a)×0.5% ※ただし、限度額 5 万円		円
	合 計			円	

【参 考】

住宅の 概 要	住宅の 種類	1. 戸建て住宅(新築・中古)2. 併用住宅(新築・中古) 3. 共同住宅(新築・中古)			
	構 造	造 一 部	造	階 数	地上 階・地下 階
	階 別 ・ 用 途 別 床 面 積	階 別	用 途		計
			住 宅	店 舗	
		1階	m ²	m ²	m ²
		2階	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²	

様式第8号(第9条関係)

燕市まちなか居住支援事業期間外申請理由書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所 〒 ー
燕市
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号で認定通知のありました燕市まちなか居住支援事業補助金について、下記理由のため、燕市まちなか居住援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により届け出ます。

記

期間内に申請 できない理由	
------------------	--

様式第9号(第10条関係)

燕市まちなか居住支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

燕市長

年 月 日付で交付申請のありました燕市まちなか居住支援事業補助金について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記の金額を交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第10号(第11条関係)

燕市まちなか居住支援事業補助金請求書

年 月 日

燕市長 様

申請者 住所 〒 ー

氏 名 印

電 話

年 月 日付 第 号で交付決定のありました燕市まちなか居住支援事業補助金について、燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記の金額を請求します。

記

請求金額 金 円

金融機関		銀行・信用金庫 信用組合・農協 その他()	店
預金種別	普通・当座・()		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第4号の2(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)